

**記載例**

入居住宅に関する状況通知書

（不動産媒介業者等記載欄）

1. 次の者に対し、賃貸している住宅に関する以下について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、市が官公署から情報を求めることを同意します。

登別市長 小笠原 春一 様

年 月 日

（商号又は名称）

フリガナ  
（代表者名）

（所在地）〒

（免許証番号）

（担当者等）氏名 所属

電話番号

（暴  
登  
別  
市  
長  
小  
笠  
原  
春  
一  
様  
入  
居

**※表面については、入居している賃貸住宅の貸主（大家）または貸主から委託を受けた事業者（不動産会社等）に記載をお願いしてください。**

入居開始年月日 年 月 日（ 年 月 日までの 月 日間）

入居している賃貸住宅について

名称	
所在地	
月額家賃	円

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当市における住宅扶助に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載すること。
- ※4 定期借家契約（定期建物賃貸借契約）の場合に限り、入居開始日欄の（ ）内に、入居開始日から契約満了日までの期間を記載すること
- ※5 賃料の支払方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。  
 なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。  
 賃料の支払いは、クレジットカードや納付書払い、また家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定している。  
 口座振入又はクレジットカード払い等とすることができるが、途中変更ができない。  
 口座振入に変更することができるが、変更手続きに時間を要する（ 月から変更可能）

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

○私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【表面※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○以下に記載する、借入人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び別記様式第12号の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	借入人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

氏名と住所及び電話番号を記載してください

氏名.....  
住所.....  
電話番号.....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を登別市生活支援相談室に提出してください。

(参考) 登別市生活困窮者住居確保給付金支給実施要綱  
第12条第3項(1)

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する予定住宅通知書又は住宅状況通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該書類を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者  
のいる不動産媒介業者等
- イ 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ウ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- エ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- オ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- カ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている  
不動産媒介業者等
- キ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している  
不動産媒介業者等
- ク 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ケ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕